



令和8年度

新入生保護者説明会資料

内 容

- 校長あいさつ
- 学校概要の説明
- 中学校生活について
- 自転車通学について
- 合理的配慮について
- 保健室より
- 校納金引き落とし口座について
- 入学式について
- 逆井中生徒サポートの会(PTA活動)について

柏市立逆井中学校 〒277-0042 柏市逆井555番地
電話 04-7175-0335

学校 HP <http://www.sakasai-j.kashiwa.ed.jp>



新入生保護者説明会に寄せて

本日は御多用のところ、新入生保護者説明会にご参加いただき誠にありがとうございます。
お子様や保護者の方が、不安なく本校に入学いただくために、本日の説明会を計画いたしました。

入学するにあたって、いくつか注意する点をお知らせ致します。

1 学区外からの入学者については原則、自転車通学を許可しません

このことについては、昨年、7月と9月に近隣小学校の保護者の皆様にはお知らせいたしましたが、原則、学区外から入学する生徒は、自転車通学を許可しません。また、学区内であっても、許可条件が、現在の基準とは異なりますので、ご注意ください。近隣の道路は非常に交通量が多く危険なことと4月1日から施行される改正道路交通法への対応が主な理由です。

2 学校生活のきまりについて（柏市の標準制服等）

現1年生より、現在指定している制服に加えて、柏市の標準制服（ブレザータイプ）も選択肢の一つとなっております。現在の2年生、3年生の生徒が着用している学生服やセーラー服も使用できます。兄姉や知り合いの先輩から譲ってもらった制服を着用することも可能です。学校としては、どちらを選択しても良いということをご理解ください。

（本冊子P.7、P.8、P.9を参照）

3 部活動の地域移行（地域展開）について

少子化の影響、教職員の負担等を背景に、国の流れを受けて、柏市では先進的に部活動の地域移行（地域展開）に取り組んでいます。

K S C A（柏スポーツ文化振興協会）による活動は多くの競技や吹奏楽で行われています。
（本冊子P.25、P.26を参照）

詳しくは、柏スポーツ文化推進協会（K S C A）のHP等をご覧ください。

中学校では、様々な活動を通して、生徒の個性を磨くと共に、他者を思いやり、支えながら生活するという意識も大切にしてほしいと思っています。また、失敗を恐れず、何事にも挑戦し、自立した社会人となる準備期間として中学校生活を有意義なものにしてほしいと考えています。「郷土愛・地域貢献」という学校教育目標の達成に向けて教職員一同、きめ細かく、愛情と情熱をもって子どもたちを支援・指導しております。また、本校には地域に支えられた素晴らしい環境があります。学校・家庭・地域が連携し、子どもの成長を支えていきたいと考えています。

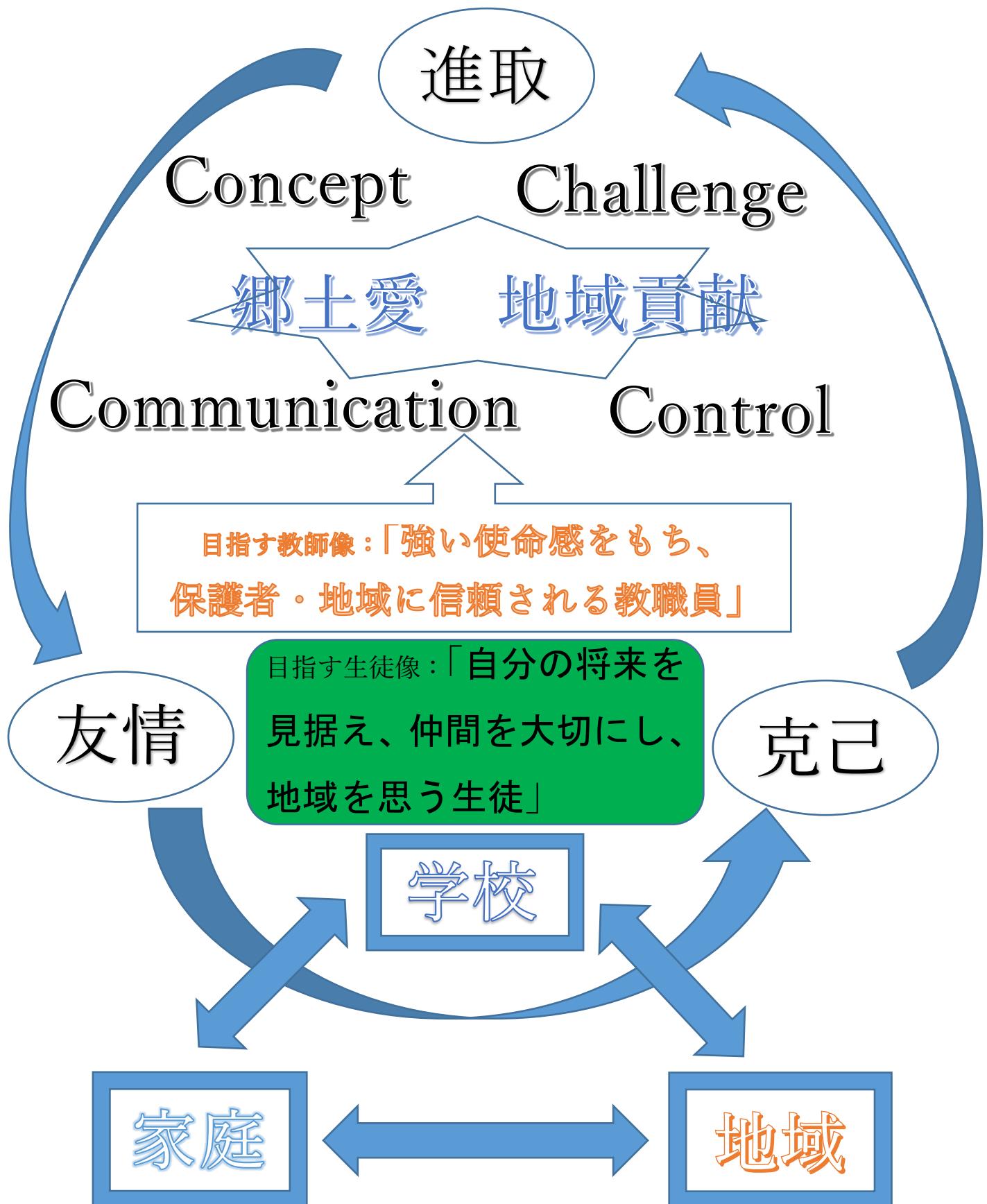
保護者の皆様には、本校の教育活動にご理解・ご協力をいただくと共にお子様を見守っていただきますようお願い致します。

心配なことがございましたら、お気軽にご相談ください。

お子様方の入学を心待ちしております。

令和8年1月27日

柏市立逆井中学校
校長 麻生 弘一



1. 生徒数と教育課程

令和7年度予定在籍生徒数(令和6年1月現在)

	1年	2年	3年	青空	計
生徒数	181	169	197	27	574

週当たりの授業数(令和6年度)

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技家	英語	道徳	学活	総合	合計
1年	4	3	4	3	1.3	1.3	3	2	4	1	1	1.4	29
2年	4	3	3	4	1	1	3	2	4	1	1	2	29
3年	3	4	4	4	1	1	3	1	4	1	1	2	29

年間授業時数(令和6年度)

	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技家	英語	道徳	学活	総合	合計
1年	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	35	50	1015
2年	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	35	70	1015
3年	105	140	140	105	35	35	105	35	140	35	35	70	1015

※1年生の音楽、美術⇒10時間分を年度始めや行事の前にまとめて実施します。

※総合的な学習の時間⇒1年生は年間50時間。4~10月前半は週1時間。10月後半~3月は週2時間で実施します。

2, 3年生は年間70時間、週2時間で実施します。

(1) 授業は、教科担任制になります。

(2) 教科の呼び方が変わります。

・算数⇒数学 　・図画工作⇒美術 　・体育⇒保健体育 　・家庭⇒技術・家庭

(3) 総合的な学習の時間

・校外学習などの調べ学習 　・キャリア学習、職業学習、進路学習などの進路に関する学習

・自分の生き方について考える学習 などを、体験をふまえながら取り組む学習です。

上記の内容を各学年で計画的に学習していきます。

日課表(令和6年度)

校時	時間 曜日	月	火	水	木	金
	7:10~ 7:55	部活動朝練習				
	8:05~ 8:20	登 校				
	8:20~ 8:30	朝 の 会				
1	8:40~ 9:30	○	○	○	○	○
2	9:40~10:30	○	○	○	○	○
3	10:40~11:30	○	○	○	○	○
4	11:40~12:30	○	○	○	○	○
	12:30~13:30	給食・昼休み				
5	13:35~14:25	道徳	○	○	○	○
6	14:35~15:25		○	総合	(総合)	学活
	15:30~15:40	清掃(水曜日は清掃なし)				
	15:45~16:00	帰りの会				
	16:00~	部活動等				

※月曜日は5校時で終了。「部活動なしの日」の完全下校は15:20になります。

※完全下校時間は、月ごとに代わります。下の表は、大まかな目安です。

4月	17:30	11月	上旬～中旬	16:45
5月	17:30		中旬～下旬	16:30
6月	17:30	12月		16:30
7月	17:30	1月	上旬～中旬	16:30
9月	17:30		中旬～下旬	16:45
10月	上旬～中旬	17:15	2月	上旬～中旬
	中旬～下旬	17:00		中旬～下旬
			3月	
				17:30

2. 主な年間行事(予定)

月	主な行事
4月	着任式・始業式、入学式、新入生歓迎会、サポートの会総会、保護者会、健康診断、証明写真撮影、部活動保護者会
5月	林間学校、保護者面談、教育相談、生徒総会
6月	学校公開、修学旅行、期末考查、進路保護者会、教育実習、校外学習、部活動壮行会、創立記念日
7月	生徒会選挙、保護者会、大掃除、終業式、柏市総体・コンクール、保護者面談(3年・希望制)
8月	県大会、関東大会、全国大会
9月	始業式、避難訓練、実力テスト、中間考查、進路保護者会
10月	体育祭、前後期時間割切替、かたぐり祭・バザー
11月	抹茶体験、教育相談・三者面談、学校公開、期末考查
12月	保護者会、大掃除、終業式、神社清掃
1月	始業式、避難訓練、実力テスト、私立入試(3年)、新入生保護者説明会、3年学年末考查
2月	公立入試(3年)、12年学年末考查、3年生を送る会
3月	卒業式、新入生説明会、保護者会、修了式、辞校式

※令和8年度の行事予定については、4月初めに改めてホームページ等でお知らせいたします。

※令和8年度の修学旅行は6/5(金)～7(日)奈良京都方面、林間学校は、5/24(日)～26(火)長野方面を予定しています。

1年生の校外学習、2年生の職場体験学習については、現在日程調整中です。

※保護者面談・教育相談期間を5月と11月に設定し、併せて学校公開日を4日間設定する予定です。

※熱中症予防の観点から、体育祭を10月2週目の平日に開催する予定です。

抹茶体験はかたぐり祭とは別日で検討しています。

3. 部活動

部活動は、教育課程外の活動になります。人間形成の場として中学生にとって有意義なものと考えます。学年や学級の所属を離れ、多くの友達や先生方との人間関係を作り、ルールにのっとり、熱心に活動することで心身ともに充実した豊かな生活の向上を期待しています。生徒の希望による参加になります。生徒の要望に十分応えることはできませんが、次のページの表にある部が活動しています。

※定期テスト4日前から活動中止になります。

※大会等が近い場合は、放課後30分の延長練習が認められます。

※部活動の地域移行(休日のクラブ)につきましては、別資料をご確認ください。

文科系	運動系		特設
吹奏楽	野球	バスケットボール	駅伝
美術	陸上競技	バドミントン	水泳
	サッカー	卓球	柔道
	ソフトテニス	剣道	逆井囃子

4. 生徒会活動について

「元気な挨拶・たたえる拍手・感謝の気持ちでありがとう」

この全校キャッチフレーズは、平成16年に生徒自身が考え、継承されているものです。その言葉に基づいて生徒会活動をしています。様々な行事に対して、本部役員を中心として各委員会活動に全校の生徒が参加しています。

【組織】

・本部役員…会長1名(最高学年) 副会長1名(学年不問) 書記4名(各学年2名) 会計2名(各学年1名)

・委員会

○専門委員会…図書委員会、放送委員会、ボランティア委員会

○代表委員会…学年委員会、学習委員会、音楽委員会、保健委員会、環境委員会、給食委員会、生活委員会

○特別委員会…選挙管理委員会、体育祭実行委員会、3年生を送る会実行委員会

※特別委員会は、それぞれの活動に合わせて設置されます。

令和7年度 服装規定・学校生活の約束

生徒指導部

次の約束は、落ち着いた学校生活を過ごし、学習や諸活動の成果を高めるためのものである。

- 服装や頭髪は『そのままの姿で入試に臨めるもの』を基本とし、華美で装飾的なものは避けること。
- トラブル防止の観点から、高価なものを学校に持ち込まない。また、私物には記名をすること。
- 他を思いやる心を大切にし、当たり前のこととは互いに注意し合いながら、よりよい生活を過ごせるよう心掛けること。集団生活の中で、善悪を正しく判断できる価値観を育むことを目的とする。

※なお、以下の生活の約束は原則であり、健康面や安全上の問題などがある場合、個別に相談に応じます。

1. 通学服について

※令和7年度より柏市標準服が導入されました。

学ランタイプ

【標準】標準型の黒の学生服

【夏服】白シャツ（Y・開襟シャツ）、黒の標準ズボン

セーラータイプ

【標準】標準型の紺のセーラー服

【夏服】白シャツ（丸襟フロウス・開襟シャツ）ジャンバースカート

柏市標準服

【標準】TypeA(左前ジャケット+スラックス)

【夏服】白シャツ（Y・開襟・丸襟）、スラックス

【標準】TypeB(右前ジャケット+スカート)

【夏服】白シャツ（Y・開襟・丸襟）、スカート

【標準】TypeC(右前ジャケット+スラックス)

市の標準服でジャケット着用の時は、は全てのTypeでネクタイを着用する。

※式典時（入学式・卒業式・始業式・終業式・修了式など）、セーラータイプは白スカーフを着用

※各家庭の判断で衣替えを実施する（移行期間は特に設けない）

(2) **ベルト** 標準服 TypeA・C・学ランタイプ

⇒黒・紺・茶のもので、幅2~4cm程度のもの。二穴やスタッズ付きなど、装飾的なものは不可。

セーラータイプ

⇒布のベルトを使用する。

(3) **外履き** 体育の授業で使える運動靴とし、紐付きで華美でないものを基調としたもの。

(4) **靴下** 華美でないもの。大きなイラストが入ったものは不可。

靴下の丈は、膝の下にくる長さのもの。

ストッキングは黒のものを、レギンスはくるぶしまでの黒のものを着用する。それ以外の下に着用してもよい。

※式典時

①靴下は、黒または白のくるぶしが完全に隠れる長さのものを着用すること。

②レギンス不可。タイツを着用。

(5) **防寒具** ①華美でないものを着用する。(部活動で購入したものも使用可能)

②マフラー・ネックウォーマー・手袋を着用しても良い。→校舎内では使用しない。

2. 校内服について

- (1) **体操服**白の体操服、黒のミドルパンツ。体操服の裾はズボンにしまう。体操服は名札をつけ、記名する。
- (2) **ジャージ**学校指定の青ジャージ。上ジャージは名札をつけ、記名する。
チャックは名札よりも上まで上げる。
- (3) **上履き**学校で指定されたものを着用する。学年別にライン色を定める（緑・青・赤）
- (4) **防寒着**青ジャージの下にトレーナーまたはセーター・カーディガンを着用してもよい。
(白・茶・黒・紺・グレーを基調としたもの)

長袖インナーを着用する際は、原則ジャージを着用。ハイネック・タートルネックは不可。

→服装は体の大きさにあったものを着用し、だらしなく見えないよう考慮する。

他に、制服や校内服から中に着ている下着・防寒着が見えないよう考慮する、靴の踵を踏まないなど、目上の人と接する際に、失礼のない服装や身だしなみであることを常に心がける。

3. 鞄について

- (1) 安全面・機能面を重視したリュック型で、個人ロッカーに入る大きさのものとする。
- (2) 暗色系で落ち着いた色のもの。華美なものは不可。アクセサリーは目印として、こぶし大程度のものを2つまで装着可
- (3) 自転車通学者は、荷台（後ろかご）に鞄を入れて登下校するため、荷台からはみ出さないもの。
- (4) リュックに併せてセカンドバッグを使用してもよい。ただし登下校の際、安全面に十分注意すること。

4. 身だしなみについて

- (1) **頭髪**
 - ① お互いに気持ちよく生活できるように、清潔な髪型を心がける。
 - ② 勉強(特に実験や調理実習、工作実習など)や運動の際に髪が邪魔にならないようする。長さの目安として、前髪は目にかかる程度、後ろ髪は襟にかかる程度まで。後ろ髪が肩にかかる場合は、目立たないゴムでまとめること。
 - ③ 使用するヘアピン・ゴムは、黒・紺・茶とする。装飾があるものは不可。
- (2) **登下校の服装**
 - ① 部活動の朝練習がある場合は、制服の下に部活動指定のウェアを着用して登校してもよい。
ただし、部活動終了後に部室またはトイレで着替えを済ませ、校内服で学校生活を送ること。
 - ② 再登校の場合は、制服・校内服のいずれかで登校する。(部活動指定のウェアの着用も可)
 - ③ 校内服登校の際に、防寒着として部活動のウインドブレーカー等を着用しても良い。
 - ④ 自転車通学者は、雨天時にはレインコートを着用する。
※下校時に雨が上がった場合は、制服で下校する。
- (3) **留意事項**
 - ① 学業に専念する観点から、手入れの必要な髪型・化粧・ネイルなどといった装飾行為は禁止とする。校内の整髪料の使用/染色・脱色/パーマ・モヒカンなど極端な髪型/化粧/カラーコンタクト/マニキュアなど、「そのままの姿で受験に臨めないもの」は不可。
 - ② 安全面の観点から、ピアスやネックレス、ブレスレット等アクセサリー類の持ち込み・着用は認めない。
 - ③ 制汗剤や日焼け止め、保湿クリーム等は無香料のものとし、トイレで使用するなど周囲に配慮する。

5. 所持品について

- (1)身分証明書、ハンカチ、ちり紙、筆記用具、通学バッグは常に持参する。
- (2)私物には学年・組・氏名をはっきりと書き、決められた場所に整理して保管する。
- (3)教科書等の授業で使う教材は、家庭学習に支障の出ない範囲で決められた場所に置いててもよい。
- (4)水筒の中身は水・お茶・スポーツドリンクとする。ペットボトルを使用する場合はボトルカバーをつける。
- (5)学校（学習）に関係ないものは持ち込まない。
不要物の持ち込みが判明した場合、保護者に返却する。
携帯・スマートフォン等電子機器/ゲーム類/漫画・雑誌/菓子/ジュース/カッター（危険物）/金銭、貴重品など
- (6)ホッカイロは使用しても良いが、授業中に手に持っていることなどがないようにマナーを守る。
→発熱性のものため、学校のゴミ箱には捨てず、自宅で適切に処理すること。
※電子カイロも使用可(ただし、貸し借り、学校での充電は不可)
- (7)Chromebookはルールを守って適切に扱う。休み時間に使用する場合は先生に許可を得る。

6. その他

- (1)別紙「1日の基本的な生活の流れ」を参考し、時間とルールを守って生活すること。
- (2)無断で他の教室に入ったり、他人の持ち物に手を触れたりしてはいけない。
- (3)消火栓・消火器・火災報知器・警報機・防火扉等の防火防災機材には手を触れないこと。
- (4)階段は各学年で決められた場所を使い、他学年の教室の前を通りたくない限り立ち入らない。
→1学年…東階段（グラウンド側）／2学年…西階段（体育館側）／3学年…中央階段（ワーコーナー横）
※体育館・武道場への移動教室時は西階段、第二理科室への移動教室時は中央階段を使ってよい。
- (5)夏季期間(6月ごろ～9月末ごろ)は、熱中症対策を講じ、以下の通りの対応とする。
①登下校中や休憩時間中のハンドファン、ネックラー等の使用〇。(貸し借り×。破損は自己責任)
②体操服での登下校〇。
③体操服のシャツ出し〇。
④塩分チャージを休憩時間中〇。ただし、飴など口に残るものは×。
また、アレルギー等の観点からもらう、あげるは全て×。
- (6)放課後、諸活動で残っている生徒は決められた完全下校時刻までに校門を出る。

4月	17:30	5月	17:30	6月	17:30	7月	17:30
9月	17:30	10月	17:15(上旬) 17:00(下旬)	11月	16:45(上旬) 16:30(下旬)	12月	16:30
1月	16:30(上旬) 16:45(下旬)	2月	17:00(上旬) 17:15(下旬)	3月	17:30	長期休暇	17:00(春・夏) 16:30(冬)

令和8年度 一日の基本的な生活の流れ(案)

生徒指導部

時間帯	生徒の活動
部活動 (朝)	<p>7時00分 校門通過・昇降口開錠（早く登校しそうないように注意する。） ※校舎を使用する部活動は、<u>3年昇降口から校舎内に入る。</u> ※鍵が必要な部活動は、<u>職員室前方のドアから入室</u>し、鍵を受け取る。 →<u>休日は、中庭から鍵を受け取ること</u>（職員室が施錠されているため）。</p> <p>7時10分 部活動開始</p> <p>7時55分 部活動終了／後片付け</p>
登校時	<p>8時00分 昇降口開錠</p> <p>8時20分 教室着席完了／朝の挨拶 ※この時点で<u>校内服に着替え、荷物をロッカーにしまい、着席完了していないと遅刻扱い</u>になる。</p> <p>8時20分 出席確認＆健康観察 ※遅刻・欠席をする場合は、<u>8時まで</u>に学校に連絡する（Sigfy or 電話）。</p>
朝の会	<p>8時20分～8時30分</p> <p>【朝の会】号令・生活目標の確認・係連絡・歌声活動・担任より ※<u>8時30分までは教室から出ない</u>。朝の会が終わり次第、授業準備。</p>
授業 休み時間	<p>8時40分～12時30分</p> <p>【授業中の留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○号令は正しい姿勢・大きな声で行い、授業の雰囲気をつくる。 ○言葉遣い・服装・姿勢を正し、授業の規律を守る。 <ul style="list-style-type: none"> →発表や質問など、発言する際は挙手をすること。 →友だちの意見を尊重し、最後まで聞くこと。 →無断で立ち歩いたり、授業に関係ないことをしたりしない。 →忘れ物をしない。忘れ物がある場合は、授業前に申し出る。 <p>【休み時間の留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○授業が終わったら、授業評価と次の教科連絡を忘れずに聞き、背面黒板に記入。 ○係の生徒は黒板と黒板消しをきれいにし、次の授業の準備をする。 ○廊下やトイレで騒いだり、集まったりせず、落ち着いて過ごす。 ○2分前着席を徹底し、落ち着いて授業を受けられるようにする。 ○授業の準備は休み時間中に済ませ、授業中に立ち歩くことのないようにする。 ○移動教室は早めに行動する。机・椅子と荷物を整理し、電気・エアコンを忘れずに消す。
給食 昼休み	<p>12時30分 4時間目終了／手洗い・うがいを済ませ、給食の準備をする。</p> <p>12時35分 着席完了／配膳開始→いただきます</p> <p>13時05分 ごちそうさま／片付け開始</p> <p>13時15分 ワゴン返却完了／ワゴンルーム施錠</p> <p>13時30分 昼休み終了／授業準備（13時30分…予鈴）</p> <p>※雨天時はグラウンド立ち入り禁止。校舎内で落ち着いて生活する。</p> <p>※<u>ボールはグラウンドでのみ使用可</u>。校舎やコンクリートの場所で使用しない。</p> <p>※<u>ピロティーや中庭では遊ばない</u>。B棟は図書室のみ使用可、それ以外の場所は立ち入り禁止。</p>

授業	13時35分～15時25分（14時25分）
清掃 帰りの会	<p>15時30分～（14時30分～）</p> <p>【清掃時の留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○早めに分担場所に移動し、開始時刻を守る。 ○全員で協力・工夫して分担場所をきれいにする。10分間、担当場所で清掃をする。 ○全員そろって、開始と終了の挨拶をする。 <p>【帰りの会】号令・歌声活動・一日の反省・教科連絡・係連絡・担任より</p> <p>※<u>チャイムまでは教室から出ない</u>。制服に着替え、荷物をまとめ、下校の準備。</p> <p>※用事のない生徒は、チャイムが鳴ったら速やかに教室を出る。</p> <p>→一般下校時刻は<u>帰りの会終了20分後</u>。時間を守って行動する。</p> <p>※日直（週直）は戸締まり・教室整備を行い、担任の先生にチェックを受ける。</p>
部活動 (放課後)	<ul style="list-style-type: none"> ○帰りの会が終了したら、15分以内に活動場所へ移動し、速やかに参加する。 ○用事や体調不良等でやむを得ず部活動を遅刻・欠席・早退する場合は、顧問の先生に直接相談する。無断欠席等のないようにすること。 ○鞄等などの持ち物は、部活動毎に指定された場所へ持つべき、整理整頓する。 ○用具は大切に扱う。また、使用場所はきれいに保ち、後片付けまで確実に行う。 ○最終下校時刻15分前が活動終了時刻となる。余裕をもって終了し、遅れないようにする。 部長・主将は、部員が下校時刻を守るように声掛けし、下校チェックまで行う。
下校時	<ul style="list-style-type: none"> ○一般下校時刻（帰りの会終了後20分）／完全下校時刻（時期によって設定）を守る。 ○交通ルールを守り、寄り道などせず、通学路を通り、安全に気を付けて下校する。 ○自転車通学者は、徒步通学者と一緒に帰らない。（発覚した場合、自転車通学の必要なしと認定）

【職員室への入り方】

- ①2・3学年の先生に用事がある場合は前方ドア、1学年の先生に用事がある場合は後方ドアから入室。
身だしなみを整え、失礼のないようにする（鞄をおろし、防寒具は外す）。
- ②ドアをノックし、名前と用件を言う。「失礼します。〇年〇組の〇〇です。●●先生はいらっしゃいますか。」

【保健室利用について】

- ①保健室を利用するときは、「保健室来室カード」を記入し、先生のサインをもらって保健室に持参する。
- ②保健室での応急処置は、当日学校で負傷したものを原則とし、第一処置のみ行う。
- ③保健室での休養は、1時間を原則とする。回復の見込みがないときは、自宅での休養を勧める。
- ④ジャージの貸出は、やむを得ない時のみ。その場合、担任の先生に相談し来室カードを記入してもらう。

【遅刻した場合】

登校時間に遅れた場合、職員室の先生に登校した旨を報告し、「遅刻者連絡カード」を記入してもらう。

【マナーゾーンについて】

1階廊下は「マナーゾーン」として、お客様や体調不良で休んでいる仲間のために、静かに過ごすこと。

【階段の利用について】

階段は、各学年で決められた場所を使用する。

1学年…東階段（グラウンド側）／2学年…西階段（体育館側）／3学年…中央階段（ワゴンルーム横）

※体育館・武道場への移動教室は西階段、第二理科室への移動教室は中央階段を使ってよい。

【B棟の利用について】

B棟は原則、図書室利用・移動教室・部活動以外で立ち入ることはできない。

1年生は、1階渡り廊下を使用してB棟へ移動するため、移動教室時は早めに行動する。

〈許可条件〉 下記の条件をすべて満たしている生徒

- ① 許可区域（通学距離が原則 2 km 以上になる自宅）に該当する自転車の通学を希望する生徒
 - (1) 自転車通学は、居住区が学区内に限る。ただし、学区外であっても入学時に兄または姉が自転車通学をしておりかつ、(2)の条件を満たす場合は、自転車通学を許可する。
 - (2) 居住地から学校(北門または南門)までの距離が最短で 2.0km 以上。グーグルマップで最短距離 2.0km 以上が表示されること。(自転車での安全な通学経路が 2.0km 以上であっても、最短距離が 2.0km 未満は対象外)
 - (3) 2.3 年生の兄または姉が自転車通学が許可されていても、(2)の条件を満たさない場合は自転車通学を許可しない。
- ② 自転車保険に加入している生徒
- ③ 注意事項を守り、約束事項を守ることができる生徒
- ④ 学校が実施する交通ルールテスト・自転車点検に合格した生徒

1. 自転車についてなどの諸注意**自転車の形状**

- (1) 一般的な家庭用自転車で、前かご、荷台、泥除けのある自転車とする
(電動自転車・スポーツタイプの自転車は禁止とする。変速機はついていてもよい)
- (2) 変形ハンドルは一切禁止する。
- (3) ベル・前後ブレーキ・反射テープ・サドルの高さ・鍵が適切であること。(鍵無しは不可)
- (4) 両側面に反射テープ・後ろにテールランプ(反射テープ)を貼ること。

- ※ 上記の条件を備え、定期点検(申請時・学期始め)に合格した自転車を使用すること。不合格の場合は、条件が整うまで徒歩通学します。
- ※ 点検前に自転車屋さんで点検・メンテナンスを行うとスムーズです。
 - (5) 許可証シールを自転車後部に付ける(点検後配付します)。
 - (6) 自転車には、氏名を消えないようにきちんと書く(前輪の泥除けが好ましい)。
 - (7) 荷物は前かごに入れない。
 - (8) 日頃から、整備を怠らない。
 - (9) 自転車の盗難防止のため必ず「自転車防犯登録」を行う。
 - (10) 自転車の安全運転の技能および道路交通法の知識を身に付け、交通規則を守る。

2. 約束事項

- (1) あごひもをきちんとしめ、ヘルメットを必ず着用すること。
- (2) 雨天時は、自転車通学をなるべくさける。自転車通学をする場合は、雨具を着用する。
その際は、制服または校内服の上に雨具を着る。傘は厳禁。
※朝は雨が降っていたが、帰りは雨が上がっている場合もあるので、制服を持ってくる。
登下校の原則は制服のため、この場合のジャージ下校は認めていない。
- (3) バックは、荷台にゴムでくくりつける。または荷台にかごをつけネットをかぶせる。
(背負いや肩掛けは、ハンドル操作が不安定になるので安全面から禁止。)
- (4) 学校の敷地内は、自転車を降りて歩いて押すこと。
※正門を出て左は横断歩道まで、右は信号まで、また信号を渡り坂の上まで自転車は乗れません。
- (5) 決められた、届け出た通学路を通ること。
- (6) バットや竹刀などの長いものは、なるべく荷台からはみ出さないように、サドル側に寄せてくくりつける。ハンドルに、操作の邪魔にならないよう、縦にくくりつける。
- ※ どの歩道も自転車に乗って通行することはできない。横断歩道では自転車から降りて横断する。

3. その他

(1) 頻発する交通事故から生徒を守ることとルールを守り安全な自転車通学するために、許可条件や約束事項を無視や違反をした場合は、下記のようになります。

昨年度より違反者には、以下のように対応しています。

違反が確認された場合

…各学年教員から指導（場合によっては、1週間
自転車通学停止になることもあります。）

ルールが守れないと判断した場合

…自転車通学禁止

① 自転車改造

⑤ 走路違反（歩行者優先区域など）

② ヘルメット無着用

⑥ 暗くなつての無灯火

③ 2人乗り

⑦ 前かごに大きな荷物

④ 並列走行・右側走行

※⑧ その他、自転車マナーを逸脱した場合

※違反内容によっては、安全な登校が確認されるまで停止とする。

許可条件の注意事項を守らない、無視した場合は厳重注意・厳しく指導を行う。

また、①～⑧の行為以外にも安全上問題があるとされる行為に関しては指導のち自転車通学を停止・禁止する。ご家庭でも交通ルールの確認をしっかりと行ってください。

★指導のながれ

①発見・通報

②本人及び、周辺生徒に事実確認

③学年生徒指導・担任より指導

④担任より家庭連絡

⑤自転車通学停止もしくは禁止

(2) 申請は「年度毎」となっています。次年度は、「自転車通学継続申請書」を提出して頂きます。

(3) 部活の練習試合などの特別に自転車を使用する場合は顧問の指示に従うこととします。

ただし、学校の敷地内では必ず自転車を降りることとします。

＊以下提出物に関して 必ずお読みください

自転車通学までの流れ

申し込み用紙（次のページ）を

2月20日（金）まで【8：30～16：30まで・土日祝日を除く】に 逆井中学校事務室

までお持ちください。期間内に提出ができない場合やご質問などは逆井中安全担当までご連絡ください。

時間外の場合は、封筒に入れ、「自転車通学申請書」と「氏名」お書きの上、逆井中職員玄関横のポストに投函してください。

兄姉が逆井中にいる場合は、お子様を通じて学校事務室まで提出してください。

4月以降

入学式の次の日・・・自転車保険の加入確認（コピー・写し・加入が確認できるものを提出、ご用意下さい）

自転車通学者用ステッカ一代集金（￥200円、封筒にクラス・名前を記入）

交通ルールテスト → 合格後、自転車点検 → すべて合格で自転車通学を許可

令和8年度 自転車通学申請書

◇申請年月日 令和 年 月 日

※締め切りは2月20日(金)午後16:30までです。



※この地図に学校から自宅までの通学路を最短距離で、赤ペンにて記入してください。(円は目安)

◇申請生徒・保護者氏名印

生徒氏名 _____ 性別 ()

保護者氏名 _____ 印

◇申請生徒住所・電話番号

住所 _____ 電話番号 () _____

学区 _____ 小学校学区 _____ 中学校学区 _____

◇申請理由(志願理由のどちらかにチェックをしてください。)

申請理由1 → 距離 _____ km (計測方法 Google マップ)

申請理由2 → 理由 (止むを得ない場合のみ) _____

障害のある子どもも、ない子どもも共に学ぶ仕組み



インクルーシブ教育システム

の構築に向けて

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が平成28年4月1日より施行になり、障害のある人もない人も互いを尊重し、安心して暮らせる社会づくりが始まっています。一人一人の必要性を考えて、**合理的配慮**（裏面参照）を行うことが法的に義務づけられ、小中学校もその対象となっています。学校教育の場においては、これまでにも必要に応じた配慮を行ってきましたが、今後もすべての子どもにとって学びやすい環境づくりに努めて参ります。

【インクルーシブ教育システム】

用語解説

障害のある人も積極的に社会参加・貢献できる社会を作るため、障害のある子どももいない子どもも共に学ぶことを推進するための仕組み

【合理的配慮】

障害のある子どもが他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して体制面、財政面において均衡を失した又は過度の負担を課さないもの（文部科学省引用）

◆◆ 合理的配慮の申し出の仕方 ◆◆

配慮の申し出

本人と保護者が必要な支援について相談し、学校に申し出ます。



合意形成に向けた、本人・保護者・学校等による話し合い

必要に応じて教育委員会も加わります

本人・保護者・学校等で、必要な配慮や可能な支援について話し合い、決定します。

意見の一致を図ることができるよう十分に話し合うことが大切です。



個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成

決定した目標や配慮・支援等を個別の教育支援計画に明記します。

※「個別の教育支援計画」とは、関係機関が連携して支援をするための長期計画書です。

「個別の指導計画」とは、支援計画に基づき、指導をするための短期計画書です。



合理的配慮・支援の実行

実際の学校生活の中で、決定した配慮・支援を行います。



定期的な評価と本人・保護者への進捗の報告

本人の状態や環境に合わせ、提供した配慮や支援について、本人・保護者・学校で評価を行います。

柔軟な見直し

適切な時期に見直すことが重要です。



次に合理的配慮の例を示しましたので、必要な場合は、お子さんと一緒に学校へご相談ください。

◆◆ 合理的配慮の例 ◆◆

視覚に困難さがある場合は…

- ・座席を前にする
- ・拡大教科書やデジタル教科書を利用する
- ・プリントやテスト用紙を拡大する
- ・弱視レンズや書見台を使用する
- ・タブレットを活用する



肢体に困難さがある場合は…

- ・車椅子や階段昇降機を利用する
- ・移動や日常生活を介助する
- ・体育の学習内容を変更(調整)する
- ・段差を解消する



集団生活に困難さがある場合は…

- ・座席を配慮する
- ・刺激の少ない部屋を利用する



「合理的配慮」は、その子どもにとつてはなくてはならない支援です。例えば、見えにくい状態にあるものを、眼鏡をかけることにより、他の人と同じ「見える」状態にすることと同じことです。配慮は一人一人異なります。まずは学校へご相談ください。

読字・書字等学習に困難さがある場合は…

- ・漢字にルビをふる（配付資料や試験問題等）
- ・文章を読み上げる（板書や試験問題等）
- ・書く量を減らす
- ・タブレットや電子辞書を利用する



聴覚に困難さがある場合は…

- ・座席を前にする
- ・簡単な手話やメモを使う
- ・口形をはっきりさせて会話する
- ・FM式補聴システムを利用する



柏市では、導尿、喀痰吸引、経鼻経管栄養等、柏市立小中学校における「医療的ケア」に関する体制整備を実施しています。「医療的ケア」に関しては、柏市教育委員会児童生徒課（下記）まで、お問い合わせください。

特別支援教育就学奨励費について

「特別支援学校への就学奨励に関する法律」に基づき、小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒に係る教育費の一部を援助する制度があります。通常の学級に在籍する児童生徒で、障害の程度が学校教育法22条の3に該当するお子さんについても対象となります。詳しくは、柏市教育委員会学校教育課にお問い合わせください。

学校教育課 担当まで 電話 04-7191-7367

特別支援教育（柏市立小中学校における合理的配慮、医療的ケア等を含む）に関する問い合わせは、

児童生徒課 担当まで 電話 04-7191-7210

保健室から

お子さまは、中学校入学を控えて期待と不安に胸をふくらませていることかと思います。また、中学校生活が始まった後も慣れるまでは心身ともに疲労しバランスをくずしてしまうこともありますので、保護者の皆様と共にサポートしていけたらと思っております。

管理中の病気のことや、その他何かご心配なことがあれば、いつでも保健室へお越しください。お子様が3年間、元気で楽しく中学校生活が送れるよう支援させていただきます。



—学校生活のお願い—

<1> 登校前の健康観察

毎朝の体調の確認をお願いします。感染症予防だけでなく病気の早期発見の効果もあります。

また、心の不調についても気にとめていただき、何か心配なことがあつたら学校にご相談ください。

<2> 規則正しい生活

「早寝・早起き・朝ごはん」は元気な毎日を過ごすために大切なキーワードです。勉強も運動も効率よく頑張るために規則正しい生活のサポートをお願いします。朝日を浴びることで生活習慣がリセットされ、朝ごはんは午前中の活動をする上で必要な脳のエネルギー補給にもなります。

身体の成長により体調も不安定になる思春期だからこそ習慣を作ってみてください。

<3> 病気の治療

中学校生活、特に部活動が始まると治療に通う時間がとりづらくなりますので、現在わかっているもの（むし歯や視力低下など）については入学までに受診を済ませておいてください。

また、小学校でのケガについて、治療が継続している場合中学校でも申請が可能です。まずは小学校で報告の上、中学校入学後にご相談ください。

<4> 保健書類の作成

新1年生は、入学後から多くの検診が実施されます。問診票などの配付物は記入もれやがないようにご注意の上、提出期限を守っていただきますよう、お願ひいたします。

※本日、4月に実施する心臓検診問診票を配付しております。入学式翌日に回収をさせていただきたいため何卒よろしくお願ひいたします。

保健室からのお知らせ 中学生は「思春期」真っ只中。心も体も揺れ動く不安定な時期ですので、本人も保護者の方も悩まれることがあるかと思います。本校にはスクールカウンセラーさんが勤務されていますので、お困りの際は、ぜひご相談ください。生徒だけではなく、保護者の方のお悩みにも対応しています。相談希望の場合は、担任・保健室にご連絡をいただくか、下記にお電話を入れてください。

心の相談室「ひだまり」(スクールカウンセラーが対応) 相談日は毎週金曜日(予定)です。

学校代表電話→04-7175-0335
ひだまり直通電話番号→090-1601-1335

スクールカウンセラー勤務日(2月は6日・20日・27日)

のみ直接繋がります

諸経費について

(1)集金内訳(令和7年度 1年生の例)

項目	一人当たり集金額	合計金額
生徒会費	月額 150円×12ヶ月	1,800円
スポーツ振興費	年額 460円	460円
校外学習費 ※保険代のみ現金集金	100円	100円
教材費	年額 18,781円	18,781円
合計金額 ※校外学習の現金集金 含む		21,141円

※令和8年度の内訳については、4月末に連絡します。

※令和7年度の日々の引き落とし額については、次のページに掲載しました。

※サポートの会につきましては、会費の納入に同意された家庭のみ「月額 250 円×12 ヶ月=3,000円」が 6 月に引き落とし額に加えられます。

※旅行積立(2年次の林間学校、3年次の修学旅行)については、旅行業者が決定した後、業者に直接納入となります。

ただし、旅行で使用する諸経費(ファイル、しおり代等)については、年度初めに引き落としをします。

※給食費は、今年度より公会計となっています。詳細につきましては柏市のホームページをご確認ください。

(2)納入先、納入方法

①ゆうちょ銀行での口座振替 *手数料(1回につき) 10円 (消費税込み)

②手続きの方法

ア、口座を設ける【保護者または生徒名義の普通預金口座】

↓

イ、自動振込利用申込書に記入・捺印

↓

ウ、2月末までにゆうちょ銀行で手続きをする⇒毎月の口座振替が可能となります。

③引き落としについて

年間 3 回(5, 6, 7月)に分けて、引き落とします。

※振替日は、毎月 5 日です。前日までに手数料10円を含めてご入金ください。

・初回、学期末等は前後することがあります。

※ 5 日に引き落としが不能の場合は、生徒を通じてお知らせいたします。

⇒その際は、14日までにご入金をお願いします。

※再引き落としが不能の場合は、学校代表口座へ振込または、学校まで現金をご持参ください。

安全性を考慮し、現金はなるべくお避け下さい。

【月々の引き落としの金額(令和7年度の1年生の例】

月	振替日	引き落とし金額
5月	7日	8,260 円
6月	5日	5,000 円
7月	7日	7,781 円

④その他

ア、口座振替用紙は、本日配布しますが、紛失した場合には、ゆうちょ銀行、逆井中にあります。

イ、手続きは、1度手続きをした兄、姉がいても生徒一人について必要です。

ウ、口座振替用紙の記入は別紙を参照してください。

エ、転出される場合は、校納金の清算がありますので早めに連絡をお願いします。

オ、申込書は、直接ゆうちょ銀行に持参をして手続きをしてください。(2月末までにお願いします)

【校納金の引き落とし口座 → ゆうちょ銀行のみ】

- ご記入後、通帳・印鑑をご持参のうえ、各自でお近くのゆうちょ銀行へご提出ください(2月末日までにお願いします)
- ゆうちょ銀行に口座をお持ちでない場合は、お手数ですが新たに開設してください

自動払込利用申込書		自払申込			
※太枠内にボールペンではっきりとご記入ください。 ※「お届け印」欄には、通常預金のお届け印を押してください。 ※複合口座通帳を併せてご提出ください。 私は下記の払込みを次によりて支払うこととしたいので依頼します。 私は自動払込み契約及びゆうちょ銀行所定の契約規定に同意の上、申し込みます。 なお、本申込書は、私に代わって貰いから下記加入者にお届けください。					
お申込人(口座名義人)	郵便番号 (- - -)				
	おところ				
おなまえ	フリガナ				
日中ご連絡先電話番号	<input checked="" type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 会社 <input type="checkbox"/> 自宅				
	- - -				
記号番号	記 号	▲	番 号 (8桁未満の場合は右端め記入し、その他の空欄には「0」をご記入ください)	様 お届け印	
	1	0	00000000		
△ 通帳に記載のある方のみご記入ください。					
▼お申込みの日から払込みが開始される日までの期間を1か月以上あけてご記入ください。 ▼払込日は収納加入者さまにご確認の上、ご記入ください。					
払込先	加入者名 柏市立逆井中学校				
	口座番号 00180-0-751702				
払込金の種別	<input type="checkbox"/> 電気料金 20 <input type="checkbox"/> 住宅使用料 25 <input checked="" type="checkbox"/> 授業料等 29 <input type="checkbox"/> 制限代金 34 <input type="checkbox"/> ガス料金 21 <input type="checkbox"/> 公庫償還金 26 <input type="checkbox"/> 関税料 31 <input type="checkbox"/> 税 金 35 <input type="checkbox"/> 水道料金 22 <input type="checkbox"/> 育英会返還金 27 <input type="checkbox"/> 年金保険 32 <input type="checkbox"/> 30 <input type="checkbox"/> 電話料金 23 <input type="checkbox"/> 各種保険料 28 <input type="checkbox"/> 会 費 33				
	払込開始月 年 5 月から(※) 払込日 毎月 5 日 (再払込日 15 日) 士・日・祝日の場合は翌営業日				
	※払込開始月のご指定がない場合は、空欄のままご提出ください。				
	▼「ご契約者欄」はお申込人とご契約者の「おところ・おなまえ」が異なる場合にご記入ください。				
	おところ				
ご契約者	郵便番号 (- - -)				
	おところ				
おなまえ	フリガナ				
日中ご連絡先電話番号	<input checked="" type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 会社 <input type="checkbox"/> 自宅				
	- - -				
かたかなで生徒氏名を記入					
逆井中の在籍(兄弟姉妹)生徒氏名・学年・組を記入					
(注) (取扱店→受け取金手配センター) 39170-2020-12-10N JP ゆうちょ銀行					

引き落とし希望口座の通帳を

ご確認のうえ、ご記入ください

「おところ」欄

…表紙の裏の通りに

「おなまえ」欄

…表紙の通りに

※ 印鑑 1枚目に捺印

左記と同様に

お書きください

※必ず「授業料等 29」へ
レ印をつけてください。

かたかなで
生徒氏名を記入

逆井中の在籍(兄弟姉妹)
生徒氏名・学年・組を記入

入学式について

(1)期日 令和8年4月9日 木曜日

(2)場所 本校 体育館

(3)時間 受付(1年昇降口) 13:00~13:20

点呼、確認(各教室) 13:30~13:45

入学式(体育館) 14:00~15:00

学活(各教室)／保護者会(体育館) 15:15~16:00

新入生集合写真撮影 16:10~16:30

(4)服装 本校の制服

(5)持ち物 入学通知書(受付に提出), 筆記用具, 上履き, 通学バック

(6)その他

- ・駐車場はありません。お車での来校はご遠慮ください。
- ・式は, 14時に始まります。保護者の方は, 13:40までに式場(体育館)に着席をお願いします。
- ・保護者の方は, 新入生一人につき2名までとさせていただきます。
- ・保護者の皆様も, 上履きの持参をお願いします。

☆柏市教育委員会より発送される「入学通知書」には, 入学式の開始時刻が14:00で案内がされていますが,

新入生は式に向けての準備がありますので, 13:20までに受付をお通りください。

★新入生受付…1年昇降口内（正門を入って左側の建物の下）

★保護者受付…体育館前中庭(1年昇降口前(ピロティ)を通って中庭へ ※雨天時は別に設けます)

※「入学通知書」は, 保護者受付にて回収させていただきます。

※保護者の自転車は, ピロティの駐輪場にお停めください。

◇入学式の実施方法が変更となった場合には, 逆井中学校ホームページ等でご案内をさせていただきます。

入学相談について

入学前にご心配なことがありましたら、逆井中学校にご相談ください。下記の日程で相談を隨時行っています。

(1) 相談日時

随时(ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後4時30分まで)

(2) 担当者

教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭

(3) 方法

・電話による相談 04-7175-0335

・来校による相談 事前に電話でご連絡ください。

(4) その他

※制服購入先についての問い合わせが多くなっています。主な購入先は、以下の通りです。

なお、逆井中学校の指定店はありません。

(五十音順)

店	住所	電話番号
いながき洋品店	松戸市五香 6-1-10	047-387-5651
木内洋品店	柏市藤心 3-3-13	04-7173-6920
スクールショップたむら	松戸市金ヶ作 408-182	047-385-2763
寺島商店	柏市柏 2-5-8	04-7163-8133
東京堂洋品店	柏市中央 1-2-27	04-7167-2723
平和堂(本店)	柏市柏 3-6-27	04-7167-2220
平和堂(アリオ柏店)	柏市大島田1-6-1	04-7193-2240

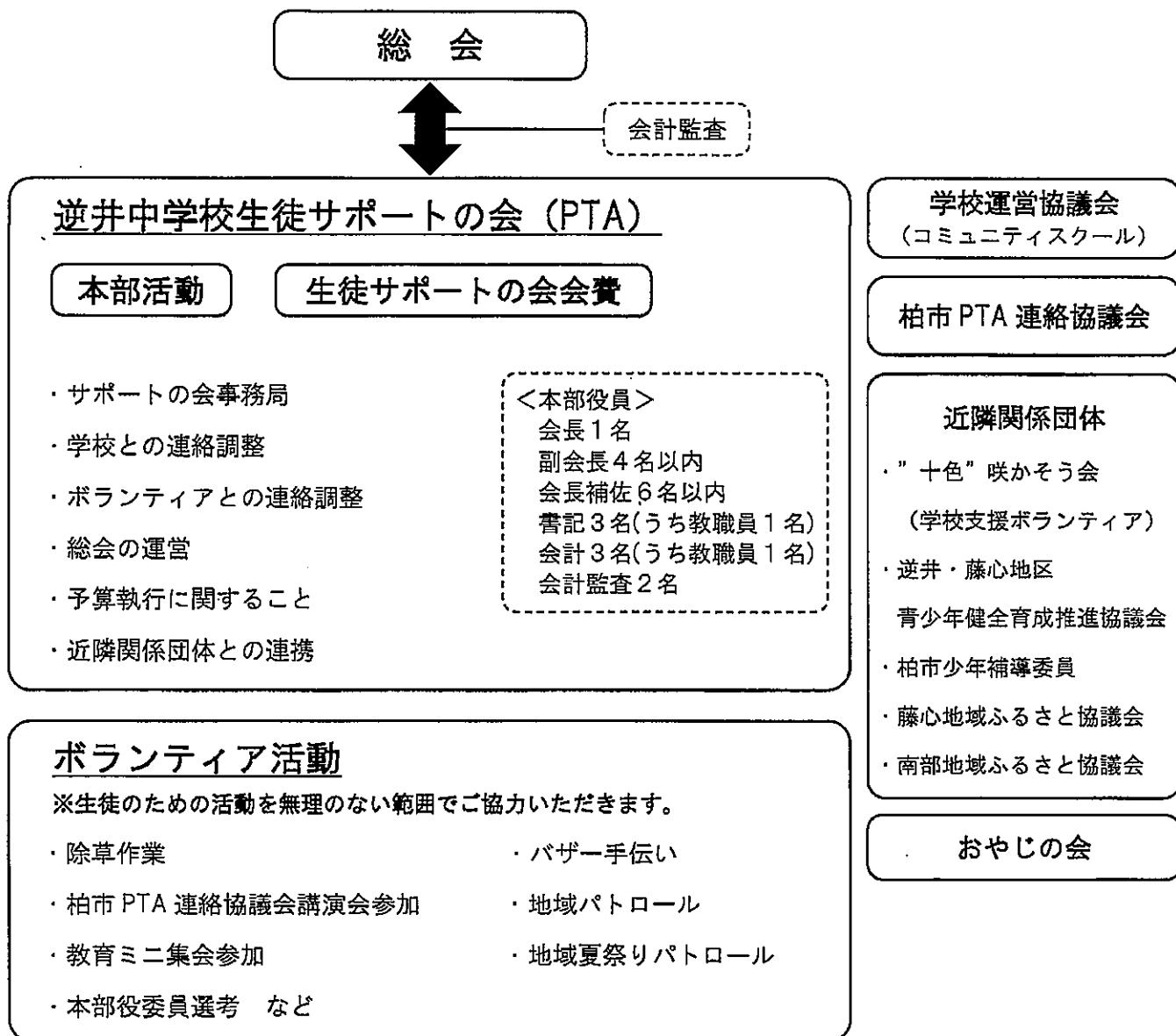
逆井中学校生徒サポートの会（PTA）の活動概要

●生徒サポートの会の目的

本会は家庭と学校との緊密な連絡提携をはかり、すべての生徒の健全育成をはかるとともに、会員相互の教育をたかめることを目的とする。

●生徒サポートの会の組織と役割の概要

- ・入会意思をもった保護者が会員となる。
- ・各会員が生徒のために無理なく活動できるよう、活動形態をボランティア活動とする。
- ・本部は、学校と地域の連携と生徒サポートの会の運営（ボランティア活動推進含む）を行う。



● 逆井中学校生徒サポートの会への入会について

- ① 原則として保護者の皆様には、生徒サポートの会への「会費」でのご協力をお願いしております。
「会費」は、逆井中の生徒全員が安心、安全で充実した学校生活を送るために適切に活用いたします。
生徒サポートの会の活動（ボランティア）については、「逆井中生のために、出来る事を出来る人が無理なく参加する活動」として、その都度、ボランティア募集の際に可能な方に参加していただきます。

ボランティア活動について 「逆井中のために、出来る事を出来る人が無理なく参加する活動」

- ・校内の活動については、1回数時間となります。
- ・校外の活動（講演会への参加など）については、隨時お手紙で詳細をご案内いたします。
- ・実施連絡（募集）については、隨時、sigfy、お手紙などで全保護者へお知らせします。
- ・当日飛び入り参加も大歓迎です。
- ・保護者の活動については、「PTA 保険」に加入しております。

会費について

会費：一世帯月額250円

＜活用内容＞（総会資料の収支報告一部抜粋）

- ・生徒サポートの会の運営、活動費（ボランティア活動備品費、各団体活動参加経費など）
- ・生徒活動費（生徒の学校活動充実のため学校主導で学校行事補助費などに利用）
- ・諸行事費（保護者一同からの卒業生、新入生の記念品や異動職員花束など）
- ・環境整備費（学校環境を良くするため、ボランティアによる花壇整備や学校設備整備費用など）

- ② 新入生保護者説明会から入学までの間に、ご不明な点質問などございましたら、メールにて生徒サポートの会までご連絡ください。

入学式に再度、逆井中学校生徒サポートの会についてご説明いたします。

活動にご賛同いただける方は、届け出などは必要ありません。

活動にご賛同いただけず「非入会」を希望される方につきましては、お手数をお掛けしますが、入学後、生徒サポートの会へご連絡をお願いいたします。「非入会届」をお子様経由でお渡しいたしますので、ご記入のうえ、生徒サポートの会へご提出ください。

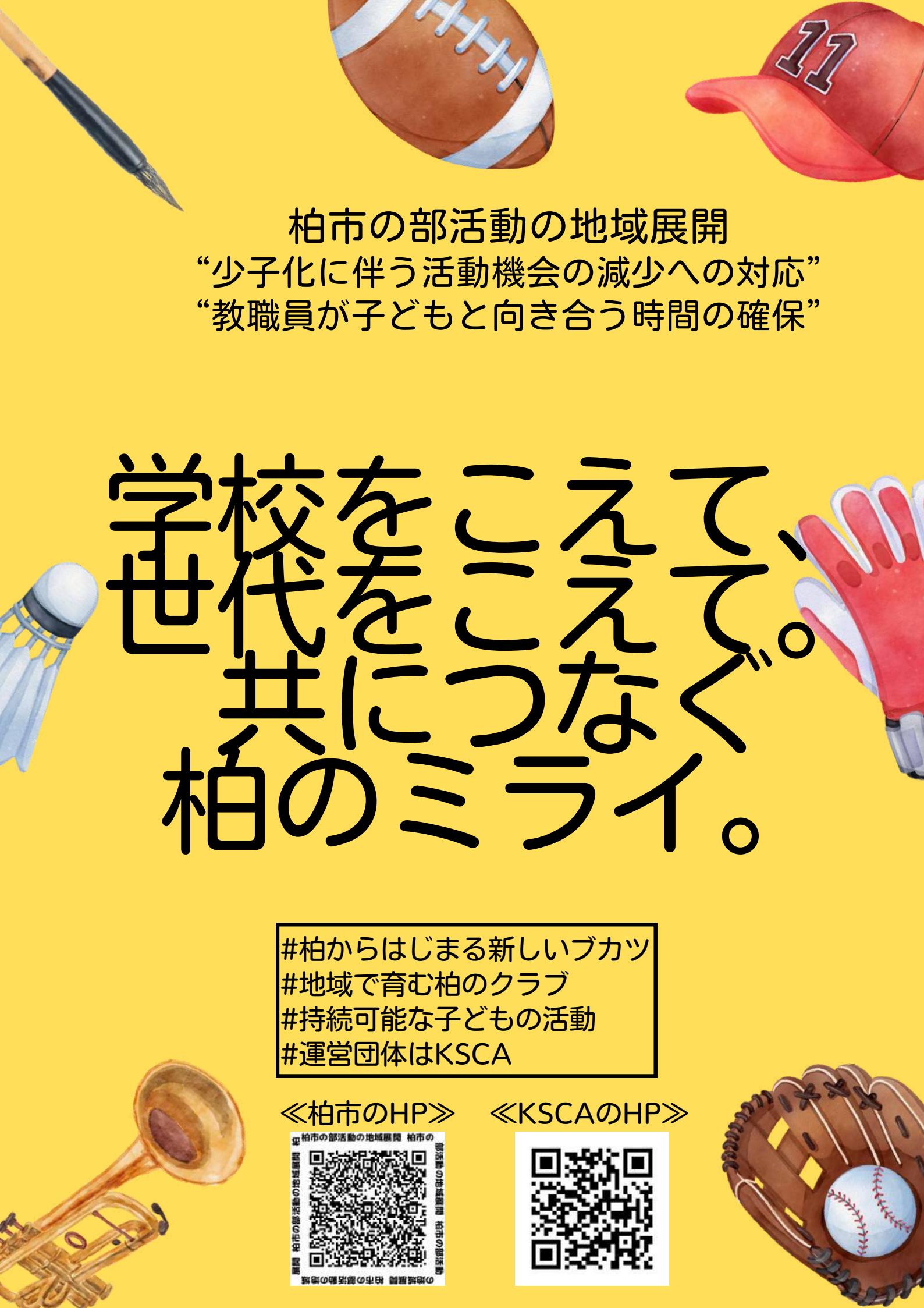
【生徒サポートの会メール】 sakasapokai@gmail.com



本部役員（会長、副会長、会長補佐、書記、会計、会計監査）にご興味を持ってくださった方は、是非、上記生徒サポートの会までご連絡ください。よろしくお願ひいたします。

※記載している各活動内容等は令和7年度の内容となります。令和8年度は一部変更の可能性もありますのでご了承ください。





柏市の部活動の地域展開

“少子化に伴う活動機会の減少への対応”

“教職員が子どもと向き合う時間の確保”

学校をこえて、
世代をこえて。
共につなぐ。
柏のミライ。

- #柏からはじまる新しいブカツ
- #地域で育む柏のクラブ
- #持続可能な子どもの活動
- #運営団体はKSCA

《柏市のHP》 《KSCAのHP》

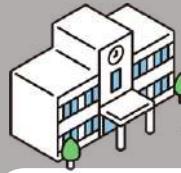


柏市における 部活動の地域展開について

「部活動の地域展開」って、何？

少子化に伴う活動機会の減少と教職員の子どもと向き合う時間の確保等への対策が必要となりました。そのため、子どもたちの活動環境を持続可能な形で担保するために学校だけではなく、地域と協働することになります。

地域と協働することは、子ども、地域、学校に大きなメリットがあります。



学校部活動

【指導者】教職員（学校の顧問）

【活動場所】在籍する中学校

【チーム構成】同じ学校の生徒

【保険】災害救済給付制度（学校で加入）

【指導者謝金】公費

【主な財源】部費、生徒会費、PTA補助、学校予算等

【効果】

▲団体スポーツでは、部員不足で大会に出場できないこともある

▲生徒がやりたい部活（競技種目）が学校に設置されていない場合がある

地域クラブ

【指導者】地域指導員（教職員の兼業含む）

【活動場所】柏市内の学校及び運動施設

【チーム構成】他校を含む地域の生徒

【保険】スポーツ安全保険（クラブで加入）

【指導者謝金】参加費

【主な財源】参加費、企業協賛、公的補助金等

【効果】

◎生徒がやりたい部活（種目）が学校に設置されていなくても、地域クラブでは参加できる

◎学校以外の生徒と練習ができ、専門的な指導も受けられる

仕組みは？

中学校の部活動を地域に展開（休日）

令和4年度まで 令和5年度から

平日

学 校

学 校

これまで同様に学校が担う

休日

地 域

野球クラブ
陸上クラブ
卓球クラブ
吹奏楽クラブ

近隣クラブと連携し、現状の部活動の構成に近い形でクラブを立ち上げる（近隣クラブと連携し、学年別やポジション別に分かれて活動も可）

「部活動のあり方に関するガイドライン」[中学校版]【第4版】（令和6年9月施行）

◆限られた大会等のみ、活動することが可能だが、土日は原則、活動を行わないこととしている。

➡土日に活動を望む生徒、教職員の活動機会の確保=地域クラブ *地域クラブへの登録は任意

クラブ指導員

- ・登録
- ・研修参加
- ・謝金支払い

【謝金詳細】
指導員 1,600円/時
補助員 3,000円/回
※運営費は指導員

地域クラブ運営団体

一般社団法人 柏スポーツ文化推進協会（KSCA）

〈全体の統括・危機対応〉

参加生徒

- ・登録
- ・参加費

【参加費内訳】
『1、2年生』
年5,000円
『3年生』
年2,500円
【保険、備品、システム管理】
月2,000円
(謝金、消耗品)

参加費用や活動内容に差が生じないよう全体を統括する推進協会が全種目の運営を担う

集金・指導報酬の支払

指導員募集、配置、研修

相談窓口

怪我・物損の対応

指導場所の巡回

イベント企画

専門委員長（副）

エリアMG

施設Co

クラブ指導員、ボランティア指導員 〈参加者への指導〉

教職指導員と一般指導員により、地域クラブの指導に当たる

野球クラブ

剣道クラブ

卓球クラブ

ダンスクラブ

関連リンク

[KSCA（運営団体）]



生徒登録、
指導員登録、
活動スケジュール、
問い合わせ 等

[地域クラブNet]



部活動の地域展開
に関するこ

【柏市の部活動… 『クラブ化』するとどう変わる？】



柏市版の
動画説明